

富士市市民協働推進審議会について

1 役割

- (1) 市民協働の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の附属機関として設置。（富士市市民協働推進条例第13条第1項）
- (2) 審議会は、市長の諮問に応じ、市民協働の推進に係る基本指針に関する事項、市民協働の推進に係る補助金に関する事項、市民協働事業の提案の評価に関する事項、その他市民協働の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。（富士市市民協働推進条例第13条第2項）
- (3) 審議会は、前項の規定による調査及び審議を行うほか、市民協働の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。（富士市市民協働推進条例第13条第3項）

2 任期

- ・ 2年（今期：令和3年7月7日～令和5年7月6日）

3 構成員

- ・ 11名 内訳は以下のとおり
 - (1) 知識経験者（4名）
 - (2) 市民活動団体の代表者等（2名）
 - (3) 公募市民（3名）
 - (4) その他市長が適当と認めるもの（2名）

4 令和3年度・令和4年度組織構成

